

平成23年9月13日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち圧力鍋1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち照明器具1件、電動アシスト自転車1件、扇風機1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 東芝ホームテクノ株式会社が製造した扇風機について（管理番号A201100404）

① 事故事象について

東芝ホームテクノ株式会社が製造した扇風機において、当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損しました。現在、原因を調査中です。

② 当該製品の対応について

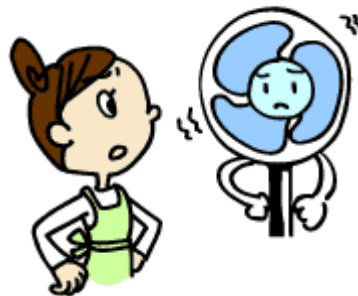
当該製品を含む長期使用の扇風機について、モーター、コード及びコンデンサー等の電気部品の経年劣化により発煙・発火し、火災に至る可能性があることから、同社は、平成19年9月7日に同社ホームページに扇風機の使用に当たっての注意事項を掲載し、以下の症状がある場合は、使用の中止を呼び掛けています。

③ 長期使用の扇風機の注意事項

以下の項目が、1つ以上当てはまる場合には、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、使用を中止してください。



● スイッチを入れても、ファンが回らない。



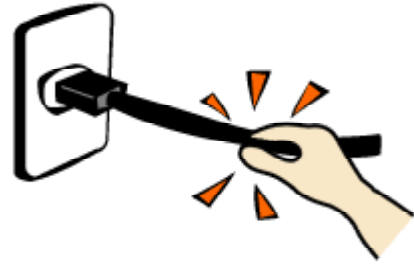
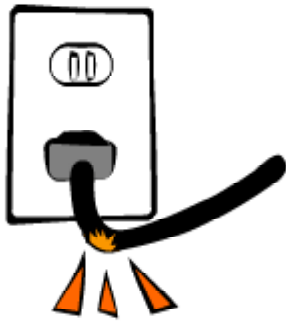
● ファンが回っても、異常に回転が遅かったり不規則。



● 回転するときに異常な音や振動がする。



● モーター部分が異常に熱かったり、焦げくさいにおいがする。



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードを触れると、ファンが回ったり、回らなかったりと不安定。

④消費者への注意喚起

長期使用の扇風機をお持ちで、③の事項を確認し、1つ以上当てはまる場合には、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、使用を中止していただくとともに、下記問合せ先に速やかに御連絡ください。

お持ちの扇風機の製造年が不明な場合には、下記ホームページで確認されるか又は下記問合せ先に御連絡ください。

(東芝生活家電ご相談センターの問い合わせ先)

電話番号：0120-1048-76
022-774-5402

受付時間：9時～20時

ホームページ：http://www.toshiba.co.jp/tht/info/070907_j.htm

⑤消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の対応

東芝ホームテクノ株式会社以外の事業者が製造・輸入した扇風機についても火災事故が発生しているため、消費者庁においては、平成23年5月26日より「扇風機の発煙・発火などに御注意ください!」を、また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においては、平成23年5月26日より「扇風機による火災事故の防止について（注意喚起）」として事故防止のための注意喚起をホームページに掲載し、長期使用の扇風機をお持ちの消費者に対して、速やかに事業者に連絡を頂くよう呼び掛けを行っています。

(消費者庁による注意喚起)

ホームページ：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110526kouhyou_4.pdf

(独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による注意喚起)

ホームページ：<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs110526.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：中嶋、榎本、小熊

電話：03-3507-9204 (直通)

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100402	平成23年5月13日	平成23年9月8日	圧力鍋	DSJ22-7L	SIS株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で調理後、当該製品の蓋の取っ手部分を持って、ガスこんろから当該製品を移動させようとしたところ、蓋が外れ、火傷を負った。現在、原因を調査中。	京都府	事業者が事故を認識したのは、6月13日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100401	平成23年8月17日	平成23年9月8日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201100403	平成23年8月27日	平成23年9月9日	電動アシスト自転車	火災	住宅敷地内の倉庫で保管していた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A201100404	平成23年9月2日	平成23年9月9日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。使用時に異音や羽根が回らない不具合が発生していた状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者名： 東芝ホームテクノ株式会社 機種・型式： H-30PAP 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものであるが、長期使用の扇風機の使用者に向けて事故の危険性を周知するため事業者名及び機種・型式を公表するもの 製造から35年以上経過した製品 事業者が平成19年9月7日から使用中止の呼び掛け
A201100405	平成23年8月8日	平成23年9月9日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が事故を認識したのは、8月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

圧力鍋（管理番号：A201100402）

